

## 令和 8 年中標津町議会 3 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	1 1 番 <small>えぐち ともこ</small> 江 口 智 子 (P 2 ~ P 5)	1 すい臓がん早期発見の取り組みを
2	1 2 番 <small>たかはし よしさだ</small> 高 橋 善 貞 (P 6 ~ P 1 1)	水道水源確保に必要な山岳林の自然環境を維持するために 1 将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべき 2 水源地を守るために林業の振興は重要な課題 3 令和 4 年「森林の整備と保全にかかる協定」の再協定が必要
3	1 5 番 <small>まつむら やすひろ</small> 松 村 康 弘 (P 1 2 ~ P 1 6)	1 中標津空港周辺戦争遺産の保全と公開を 2 広陵中学校断熱改修結果の分析と広報を
4	5 番 <small>ひらやま ひろみ</small> 平 山 光 生 (P 1 7 ~ P 2 5)	保護者が将来設計できる学校配置の見通しを 1 将来人口を踏まえた児童生徒数の見通しについて 2 今後の学校配置の基本的な考え方について 3 学校配置の将来像の公表時期と方法について  全国大会出場団体への練習環境支援を 1 本町の文化芸術活動の評価について 2 全国大会出場団体へ施設利用補助制度の創設について
5	2 番 <small>あべ さき</small> 阿 部 沙 希 (P 2 6 ~ P 3 0)	1 子どもの発達支援に関する「福祉のしおり」の整備を 2 小学校のスケート学習の位置づけは
6	3 番 <small>くりす ようすけ</small> 栗 栖 陽 介 (P 3 1 ~ P 3 4)	専門職の処遇改善と人材定着の方向性について 1 専門職員の職務評価と処遇改善を 2 資格手当の創設等を含む人材定着政策と予算への反映を

# 令和8年3月定例会一般質問

## 通告1

### 質問 すい臓がん早期発見の取り組みを

### 答弁 検診受診率の向上を目指すとともに町立病院とも相談して進めます

11番 えぐち 江口 ともこ 智子 議員

#### 【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。通告に基づき、すい臓がん早期発見の取り組みについて質問させていただきます。

すい臓がんは早期発見が非常に難しく、見つかったときには手術不能である場合が多いことで知られます。全国統計によると年間4万6000人が罹患し、約4万人の命が奪われており、胃がんを抜いて、がん部位別死因の3位に浮上しています。

すい臓がんの予後の悪さは際立っており、5年生存率は男女とも10%と全てのがんの中で最も低い数値を示しています。2024年度の国立がんセンターの調査によると、北海道のがん死亡率は全国ワースト3位、全国平均を11.3ポイント上回り、10万人に対して76人が亡くなっており、部位別死亡率では肺がん、乳がんと並びすい臓がんが全国1位となっています。

北海道は第4期がん対策推進計画で、道民のがん死亡率を2029年度までに全国平均以下とする目標を掲げています。当町にあってもこの傾向は同様と考えますが、冒頭触れたとおり、すい臓がんは見つかったときには既に手遅れという状態が珍しくなく、特に予防と早期発見が大切であると考えますが、メタボリックシンドロームの予防に重点を置いた町の特定検診には、肺がんと乳がん検査はオプションで追加できますが、すい臓がんのメニューは存在しません。

地域包括ケアシステムの先進地として知られる広島県尾道市では、終末期医療に携わる医師の多くが、すい臓がんで亡くなる高齢者をなすすべなく見送らねばならなかった悔しさから、2007年、尾道方式と呼ばれる膵癌早期診断プロジェクトを編み出し、地域ぐるみですい臓がんを見逃さない取り組みを続けた結果、ステージ0、あるいは1での診断率が22.1%と開始前の4倍に増加し、早期治療につながったことで、最新の5年生存率は



20.7%と全国平均の2倍に伸びています。

このプロジェクトは、すい臓がんの家族歴や糖尿病など危険因子を複数持つ人を対象に、かかりつけ医で血液や腹部エコー検査を実施し、僅かでも疑わしい人は精密検査のできる中核病院でCTやMRIなど、より高度な検査、治療につなげるものです。

特に早期発見が難しいとされるすい臓がんを早い段階で見つけ治療を開始するためには、町民一人ひとりのかもしれないという認識を啓発する必要があると考えます。

例えば特定検診の通知に、すい臓がんの危険因子を判断できるチャート式の資料を同封し、該当する場合はかかりつけ医への相談を勧奨する等、すい臓がんに対して一歩進んだ町の働きかけが必要と考えますが、町としての見解をお聞かせください。

### 【答弁：町民生活部長】

江口議員御質問のすい臓がん早期発見の取り組みをについて御答弁申し上げます。

すい臓がんにつきましては、ただいま議員御説明のとおり、初期の段階では症状が全くないことが多く、症状が出現したときには既に病気が広がった状態であることが少なくないことから、早期発見が大切と言われております。

北海道では第4期北海道がん対策推進計画において、がん死亡率の減少に当たり、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位で持続可能ながん医療の提供、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を掲げております。

また、医療においては研究を通して科学的に証明された手法が最も客観的で優れているという観点から、科学的根拠に基づいた医療の実践が常識となっており、胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの5つについては、それぞれ特定の方法で行う検診を受けることで早期発見につながり、治療を行うことで死亡率が低下することが科学的に証明されております。一方で、それ以外のがん検診は十分な研究が発表されておらず、死亡率が低下する科学的な証明には至っておりません。

このようなことから、中標津町においても、すい臓がんでの死亡率は高い状態となっておりますが、すい臓がんに限らず、がん死亡率を下げる方策として現在実施しているがん検診受診率向上のための啓発や未受診者への勧奨、特定健診等において異常値となった方への医療機関受診の勧奨を引き続き行うことなど、早期発見に努めてまいります。

また、がんの危険因子である喫煙、飲酒、肥満、糖尿病など生活習慣の改善を促すための保健指導等を継続して進めるとともに、特定健診の通知にすい臓がんの危険因子を判断できるチャート式の資料の同封につきましては、他の自治体の取組状況等を研究してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【再質問：江口 智子 議員】**

はい。11番、江口智子でございます。

私の父は先日、すい臓がんで他界しました。それまで元気で何の兆候もなかったものが、昨年11月に原因不明の高熱と全身に黄疸が見られたため受診したところ、ステージ4の末期、手の打ちようがなく余命は月単位と宣告され、2度、胆汁を流すためのステント処置を受けましたが、みるみるうちに体力が落ち、がんの宣告から僅か4か月もたらず帰らぬ人となりました。齢90歳、平均寿命より長く生きた父ですが、それでも治療ができなかった無力感は例えようがなく、これが50代60代の壮健な世代であったなら、本人や家族の絶望はいかばかりかと胸が痛みます。

町立中標津病院では、過去5年間で5人のすい臓がん患者が確認されたと伺いました。検査当初から町外の大きな病院を受診する方も多いことを考えれば、当町における罹患者数は高い数値で推移していると推測されます。

町として科学的根拠に基づき慎重を期す姿勢であることは当然です。しかし、尾道方式は効果的な連携で生存率を改善するアプローチであるとして、既に全国50か所以上の地域で導入されていること自体が大きなエビデンスであります。

啓発のプリントを1枚、特定健診の案内に挟み込むことは予算を要しませんので、まずはチャートの自己診断からスクリーニングにつなぐ予防と早期発見の仕組みづくりに努めていただくとともに、答弁いただきましたがん検診の受診率向上に向けては、町民の命と健康を守るとの一層強い決意に立った推進が必要だと考えます。

町としてどのような方策で臨まれるのか伺います。

**【答弁：町民生活部長】**

ただいまの再質問に御答弁申し上げます。

御承知のように、中標津町におきましては、特定健診等の受診率、非常に低い状況となっております。機会を捉えていろいろな啓発を行っているところですが、まだまだ健康に自信があるというような方が多いように思いますので、そちらの方に積極的にアプローチしていくことはもちろんのこと、受診率向上のための様々な方策を行ってまいりたいというふうに考えております。

さらには先ほど申しましたチャート式の資料の同封でございますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、取組状況のほうを確認させていただきながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、尾道と比べまして当町の医療資源、非常に脆弱な部分もございますので、そちらのほう勘案しながら、町立病院とも相談して進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上になります。

# 令和8年3月定例会一般質問

通告2

## 質問 水道水源確保に必要な山岳林の自然環境を維持するために

12番 たかはし 高橋 よしただ 善貞 議員

### 【質問：高橋 善貞 議員】

12番、高橋善貞です。水道水源確保に必要な山岳林の自然環境を維持するためにを主題に将来的な水道水源の在り方などを質問させていただきます。

水道水を直接飲める国は、世界で日本を含めて10か国のみということです。しかも、アジアの中では日本だけが水道水を直接飲むことができる国だそうです。

最近、九州や四国の一部でダムが渇水して給水制限が行われております。特に筑後川水系の利水ダムは貯水率が50%を下回るダムもあって、今後の降雨に期待するしかなく、非常に厳しい状況が続いております。現在は関西関東地区のダムも渇水状態が続いていて、今後の天候に期待するしかありません。

本町の水道水源は、市街地である中標津上水道を俣落川、農業地帯を中標津簡易水道として標津川水系の4河川を水源としており、河川から取水する水源地は全て国有林内にあり、対外的な水源への影響は最小限に止めております。これらの水道水源は全て武佐岳から標津岳に至る山岳林に守られていると考えていいと思います。

令和6年度に策定した令和7年度から令和16年度までの10か年を計画期間とする中標津町水道ビジョンや中標津町水道事業経営戦略については、この水道水源の水源地から各家庭に給水するまでの中長期的な基本方針・経営方針は示されておりますが、この基本となる水道水源確保、つまり水源地から上流の山岳林について将来的な方針は示されておられません。

地方議会として林野庁に対する質問はできませんが、この水道水源確保に対し、中標津町はどのような認識を持っているのか、3点ほど質問をさせていただきます。



## 質問 将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべき

### 答弁 最も実効性の高い水源確保策を探ってまいります

#### 【質問：高橋 善貞 議員】

1点目です。将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべきではないかということですが、

中標津町の水道水源は武佐岳から標津岳に至る山岳林に守られておりますが、この国有林を将来的に守っていくため、阿寒摩周国立公園または知床国立公園の一部にこの山岳林を編入して、森林開発を規制して持続可能な水資源を確保すべきと思います。

現在の森林法では太陽光発電施設、ゴルフ場、宅地開発などは適切な手続を踏むことにより法的に可能です。また過去に、かんがい排水ダムの建設、スキー場建設、地熱発電調査など国有林内を事業地として検討されたこともあり、森林開発に歯止めをかける意味でも国立公園化は重要な課題と思いますが、町長はこの水道水源を守る究極の方法についてどのように考えますか。

#### 【答弁：町長】

高橋議員御質問の将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべきについて御答弁申し上げます。

本町の市街地の水道水源は俣落川、郊外は簡易水道地区がクテクンベツ川、荒川、そして養老牛はケネカ川の上流の湧水の沢川、それと温泉がですね、ポンモシベツ川の4河川を水源としまして、取水地の上流につきましては全て国有林内に位置しております。

森林法では、土地の売買などを行うことは可能とされておりますが、国有林の場合、関係市町村長の同意が必要とされていることから、根釧東部森林管理署と協議のできる場を設けることが可能ではあります。町としましては、町民の安全・安定的な水道水の供給を目指し、その中でも水道水源は重要な位置づけであることから、安易に同意する考えはございません。

議員の御提案でございます国立公園化は、法的規制の強化という観点から有効な選択肢の一つであるとは認識しております。しかしながら環境省によりますと、国立公園の指定には国や北海道との協議、関係機関との調整に加え、地域住民や産業への影響調査など、多くの課題と手順が必要となりまして、最低10年以上の期間を要することとなります。現状での様々な課題に対し調査研究が必要と考えております。

町としましては、引き続き国有林を管理しております根釧東部森林管理署と連携を密に

し、水道水源の適切な維持管理に努めていくとともに、国や北海道と意見交換を行いながら、最も実効性の高い水源確保策を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**【再質問：高橋 善貞 議員】**

12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

森林法において国有林内で民間事業を行う場合に、特に売買を行う場合は関係市町村の同意が必要という御答弁をいただきました。中標津町の市町村長として反対する場合には、水道水源に影響がある合理的な根拠が必要だということを、やっぱり考えなければいけません。

つまり水道水源に影響があるみたいだからちょっと止めてほしいということは理由にならないんです。やはりその辺の根拠が必要になります。水道水源が重要だから開発はとめることはできませんということは、やめることはできません。

正規な法手続に対抗するためにも、国立公園は環境省のレベルで規制強化されて、流域の水源を守ることが可能になると思うんですが、再度町長の見解をお願いいたします。

**【答弁：町長】**

再質問に御答弁申し上げます。

御存じかと思えますけども山岳林自体はですね、既にもう水源涵養保安林、土砂崩壊防備保安林というふうに保安林の網がかぶっておりますので、そんなに簡単にですね、開発行為ができると私は思っておりませんし、当然、重要な山岳林でございますので、それなりの目的を持って指定されているわけですから、そちらのことも含めてですね、しっかりと協議をした上で、もしも反対するべきものであれば当然反対をしましてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**質問 水源地を守るために林業の振興は重要な課題**

**答弁 関係機関と連携し水道水源の保全に取り組んでまいります**

**【質問：高橋 善貞 議員】**

2点目の水源地を守るために林業の振興は重要な課題ではないかということで質問させていただきます。

森林を水源として守るには、天然林の自然更新、人工林の計画的な伐採、植林、施業が

必要です。また、水道水源は自然災害の影響を受けやすく、治山事業や治水事業により林道整備・砂防ダムなどの整備が必要です。水源を維持管理することは重要な課題で、私たちが毎日当たり前の中標津市街や計根別市街地から見ている武佐岳、標津岳の景観を守ることもつながっていきます。

令和4年度から令和13年度を計画期間としている中標津町森林整備計画は、令和8年度に中間年を迎えますが、水道水源を守るために必要な施策を盛り込むべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

御質問の2点目、水源地を守るために林業の振興は重要な課題について御答弁申し上げます。

本町の水道水源を守る上で、武佐岳・標津岳をはじめとする上流域の森林を健全に保ち、適切に手入れしていくことは極めて重要であると認識をしております。中標津町森林整備計画におきましては、水資源保全上重要で伐採方法などに制限を設ける必要があると認められる森林について、それぞれの森林の自然的・社会的条件や地域の要請を踏まえ、林小班単位で水資源保存ゾーンを設定しており、施業方法につきましても、水資源涵養林における森林施業を基本とする旨を位置づけております。

しかしながら、本町の水源地は全て国有林内に位置しておりまして、中標津町森林整備計画の区域外となっていることから、国有林に対しての直接的な制限を記載することは難しいと考えておりますが、国有林の適切な管理・保全が図られるよう、所管する根釧東部森林管理署へ相談や必要な要請を行ってまいります。

引き続き、関係機関と連携をしながら、水道水源の保全に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

**質問 令和4年「森林の整備と保全にかかる協定」の再協定が必要**  
**答弁 再協定に向けた検討を進めるべきと考えております**

**【質問：高橋 善貞 議員】**

3点目の質問です。令和4年森林の整備と保全に係る協定の再協定ということで質問させていただきます。

平成24年4月に北海道水資源の保全に関する条例が制定されて10年以上経過しておりますが、この条例は民間事業者が行う水源周辺の土地利用や大規模な土地取引から守るこ

とを目的に策定されましたので、国有林は対象外となっております。中標津町には水資源保全地域が存在しない市町村とされております。

また、この条例と同時に平成24年に締結し令和4年に更新した森林の整備と保全にかかる協定が、根釧東部森林管理署、別海町、中標津町、標津町の4者で締結されておりますが、この協定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間の協定期間であり、来年度終了いたします。

同条例を補完するためにも、令和8年度中に水道水源の重要性と林業の振興の両面から役割分担などを協議し、再度更新すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

#### 【答弁：町長】

御質問の3点目であります、令和4年森林の整備と保全にかかる協定の再協定が必要について御答弁申し上げます。

平成24年4月に制定されました北海道水資源の保全に関する条例は、水源周辺の適正な土地利用を図る上で重要な役割を果たしてきたものと認識しております。

そのような中、根釧東部森林管理署、別海町、中標津町、標津町の4者により締結しております森林の整備と保全にかかる協定は、水源涵養機能の維持や適切な森林整備を進める上で重要な枠組みであり、条例を実質的に補完する役割を担っているものと考えております。

本協定は、令和9年3月31日をもって期間満了となりますが、水道資源の重要性や林業振興の観点からも、継続的な連携体制の確保は不可欠であります。そのため関係機関と協議を開始し、これまでの成果や課題を検証した上で、役割分担の明確化や必要な見直しを行い、再協定に向けた検討を進めるべきと考えております。

今後とも森林の整備・管理につきましては、国有林・私有林・公有林の連携を図りながら、水資源の大切さはもとより、森林の持つそれぞれの公益的機能、経済機能の充実に努めてまいります。以上です。

#### 【再質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

この森林の整備と保全にかかる協定が水道の水源だけではなくて、酪農、畑作、商工業、そして漁業に至るまで密接な関係にあることを再認識していただきたいと思います。国有林である山岳林を守っていくべきと私は考えます。

先ほどの国立公園化の質問の内容も含めて、こういう協定、そして周りの町村との連携

については中標津町が中心となって協定を強力に進めていくべきだと私は思うんです。  
その辺の町長のお考えはどうでしょうか。

**【答弁：町長】**

再質問にお答え申し上げます。

山岳林、国有林の持つ水資源の重要性につきましては、議員がもう十分御承知のとおりでございます。おっしゃるとおり、中標津町、それから標津町にまたがる部分でございます。それが当然酪農を中心とする畑作、そしてその水が漁業に対しても非常に重要な影響を与えているのは、これはもう当然のことでございますので、しっかりとした認識を持ちながら、森林保全に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

# 令和8年3月定例会一般質問

通告3

**質問 中標津空港周辺戦争遺産の保全と公開を**

**答弁 指定文化財に指定し広く周知してまいります**

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

## 【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。このたびは2点の質問を準備いたしました。

1点目、中標津空港周辺戦争遺産の保全と公開をというテーマでございます。

昨年11月22日の土曜日、中標津しるべつなぎ会と教育委員会共催による、中標津戦跡めぐりが開催され、それに参加して参りました。昨年12月の一般質問は殉公者追悼式に関するものでしたが、今般訪れた海軍標津第一航空基地、これが現中標津空港にあるのですけれども、その戦跡である格納庫の基地跡や基礎跡や掩体壕は、そこに至る国鉄標津線の引き込まれた軍用鉄道の跡と相まって、戦争のための準備に80年以上前、どれ程の人力が投入されたものだったのか、巨大な格納庫の基礎跡は実に分厚く、80年の月日が経ち、凍害の被害を受けているにもかかわらず、コンクリートに施工されたアンカーボルトにはナットもついていて、赤さびたそれらは巨大なB29のような爆撃機を格納し、雨風から守るための建築が進行中だったのですが、その巨大さに当時の戦争指導がどのように進められていたのか、また掩体壕は近づくと見上げるような土木建築物で、ブルドーザーもバックホウもなかった当時の人力だけで積み上げられていった事を思うと、その重労働に唯々頭が下がってしまいます。

中標津町史には大陸や朝鮮半島から沢山の人々を徴用して工事が進められたことが記されていますが、現地は現在民間の所有地で、戦跡めぐり当日は特別の許可をいただいて雑木林の中に踏み込みました。

私自身、空港が旧海軍の基地であり、旧滑走路に近いところに防空壕らしいものがあったのを記憶していましたが、それが戦闘指揮所の地下部分であるということを今般初めて知りました。

73年間、ふるさと中標津に生きてきて、このような実感を伴う戦争遺跡が現存するこ



とをうかつにも全く知りませんでした。この第一航空基地の規模は現空港敷地を大きく上回る規模のもので、滑走路の周囲には多くの掩体地区が設けられ、武佐岳の中腹は進行してくる米軍を想定して山砲部隊も配置されていたとのことで、完成して運用されていれば、嚴重警備の海軍基地になったのだらうと想像されるものでした。

今の私達に、戦争の実態をまざまざと語る戦争遺跡がここにあるのだと痛切に思うところでもあります。

そこで提案であります、教育委員会が調査したこの標津海軍第一航空基地の概要を示す立て看板を現地が遠望できる第2駐車場と旧滑走路の交点あたりに設置してみてもいかがでしょうか。

次に武佐岳中腹の山砲陣地を含むジオラマ展示はいかがでしょうか。巨大な海軍航空要塞の実像が浮かび上がってまいります。

一方、格納庫や掩体壕に近づくことができるこの現地をどのように保存していくか、上記の施策を実行したうえで世論が喚起できたなら、戦跡の歴史的な価値に触れ、後世に継承できる施設としてどのように運用できるものだろうか、1人教育委員会だけにお任せするのではなく、広く関係者に参画していただき衆知を集め、資金を集め、戦争博物館を中標津町として運用できるようにはならないものかどうかと考えますがいかがなものでしょう。

教育長の戦争遺産としての評価と、町長のこの構想に関するお考えをお聞かせください。1問目でございます。

**【答弁：教育長】**

はい。松村議員御質問の中標津空港周辺戦争遺産の保全と公開をについて御答弁申し上げます。

昨年は戦後80年という大きな節目の年にあたることから、地域住民の皆さまが戦争の記憶や平和の大切さを改めて見つめ直す場として、当教育委員会と文化財の保存・活用を図り、歴史文化を活かしたまちづくりに寄与することを目的に活動しています中標津しるべつなぎ会と主催し、戦後80年フォーラムを開催しました。

第1部の座学につきましては、80年前の7月14日から15日にかけて当根室地域で空襲・襲撃のあった時期に開催することが意義深いものと考え、7月15日に開催したところであり、想定を上回る150名もの方々が参加され、若い世代の参加も多く、町内に残る戦跡や当時の記憶、物語を通じて、戦争と平和について改めて考える貴重な機会であったものと感じています。

また、第2部として、御質問にありました戦跡見学会を11月22日に開催し、40名ほどの参加をいただき、参加者から町内にこのような遺構があったことを初めて知ることができたなど、貴重な体験ができたことと好評を得たところであります。

さらには、郷土館において8月から11月までの4か月間、企画展戦後80年戦時中のなかしべつの記憶を開催し、期間中に800名ほどの方が来館されたほか、その後、中標津空港周辺の海軍飛行場に特化し常設展示コーナーを設置し、歴史的価値に触れるきっかけを提供しているところであります。

戦跡見学会で訪れた戦争遺跡をはじめ、空港周辺の遺構が残る地点は数か所にわたり、また、他にも町内に存在する戦争遺跡は点在しておりますが、全て民地で土地所有者も複数であり、今回の見学会は土地所有者の御協力により立ち入りを許可していただきましたが、普段は立ち入ることが難しい場所であります。

私もこの遺構は本町の戦争遺跡として非常に大切なものであると評価しておりますことから、教育委員会といたしましては、所有者の理解が得られれば、中標津町指定文化財として指定した上で、貴重な文化財であることを改めて町民の皆さまに広く周知し保護していくことが現実的であると考えます。

この先も続く戦後90年、100年に向けて、戦争の悲劇や教訓、歴史的な重要性を後世に伝えるため、町民の皆さまや関係団体の皆さまなど、地域社会全体で戦争遺跡を守っていくことが、今を生きる我々の使命であるものと考えており、議員御提案の構想も1つの考えとして、風化させることなく、適切な保全や広報活動に努めていくことが重要であるとのことで、町長の見解も一致しておりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 質問 広陵中学校断熱改修結果の分析と広報を

## 答弁 町民皆様が住まいに合った快適な住環境を図れるよう努めてまいります

### 【質問：松村 康弘 議員】

2点目の質問です。15番、松村康弘でございます。広陵中学校断熱改修結果の分析と広報をというテーマで2問目の質問といたします。

先の決算審査特別委員会において地球温暖化に対抗するため、中標津町として民間と協力してプロジェクトを推進していく必要が指摘されております。特に国連の専門委員会から人々が住む住宅の断熱気密を増進することは、積み重なれば大きな効果が期待されるこ

とが提言されています。しかしながら、既設の住宅の断熱改修をほとんど実行されていない現状です。

そんな中で一昨年から行われていた広陵中学校の改修工事はフォームポリスチレン100ミリメートルの外張り工法が採用され、コンクリートの凍害防止効果に加え、教室内の環境を著しく改善させることになったのではないかと推察いたします。窓ガラスや換気装置の変更などもあったかもしれませんが、暖房装置は以前と同様の電気暖房で、大まかでも暖房エネルギーの軽減がデータとして見えてくるものと考えます。

この外断熱工法による既存建築物の改修工事は未だ道内でもそれほど施工例が多いとはいえません。この際、このデータを公開して、中標津町が地球温暖化に対抗して既存建築物の断熱改修に取り組んでいるかメッセージを発信し、断熱改修に対する機運醸成に努めるべきではないでしょうか。

今般GIGAスクールの視察で丸山小学校を訪問いたしました。玄関から教室につながる廊下はひんやりとしてとても劣悪な環境であることを感じました。

また、この冬は-20度を下回らないにもかかわらず大量の水道凍結が発生しています。日中に水が凍る家とは北方圏のシェルターの役割を全く果たしていないと言えると思います。

この広陵中学校の改修事例を広く参考にして、中標津の建築の断熱性能を強化しませんかと申し上げて2問目の質問といたします。よろしく御答弁お願いいたします。

#### 【答弁：建設水道部長】

松村議員御質問の2点目、広陵中学校断熱改修結果の分析と広報をについて、御答弁申し上げます。

広陵中学校は建設から47年が経過し老朽化が進んでいたことから、令和3年度から6年度にかけて長寿命化改良事業を実施いたしました。本事業は高耐久素材の採用や最新の改修技術によりコストを抑制しつつ、建物の資産価値向上と環境負荷の低減、ライフサイクルコストの削減を図りながら、教育環境の改善を目的としております。

断熱改修結果の分析につきましては、改修前後で暖房機の台数や能力、一部で暖房方式が異なるため単純な比較は困難ですが、設計上の省エネ評価において、年間の熱負荷いわゆる冷暖房に必要なエネルギー量を27.4%削減、一次エネルギー消費量を22.9%削減できる見込みとなっております。これにより、教育環境を大幅に改善しながら、エネルギー消費を効率的に抑制する実質的な効果が得られたものと分析しております。

議員御指摘のとおり、公共施設での改修事例を町民の皆様へ周知し、断熱への関心を高

めていただくことは、住宅の断熱化を促進する上で有効なきっかけになると考えております。

もちろん、学校のような鉄筋コンクリート造と一般的な木造住宅では構造や工法が異なりますので、今回の数値をそのまま住宅に当てはめることはできませんが、断熱改修によって熱を逃がさない環境を作るという基本的な考え方や、それによって得られる快適性・省エネ効果の重要性は、建物の構造を問わず共通するものです。

今後は広報紙や町ホームページにおいて、住宅向けの省エネ基準や改修のメリットを周知するとともに、国や道、建築関係団体と連携した相談体制の充実、技術者向けの勉強会開催などを通じ、町民の皆様がそれぞれの住まいに合った快適な住環境を図れるよう努めて参ります。

さらには、今後予定している地球温暖化対策実行計画区域施策編においても、脱炭素化について総合的に検討して参りますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

# 令和8年3月定例会一般質問

## 通告4

### 質問 保護者が将来設計できる学校配置の見通しを

5番 ひらやま 平山 ひろみ 光生 議員

#### 【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。通告に基づき2件、5点の質問をさせていただきます。

1点目、保護者が将来設計できる学校配置の見通しを。

中標津町では小学校の入学人数が減少傾向にあり、かつて3クラス編成であった学校も、現在では2クラス編成が当たり前となり1クラス編成もあるなど、学校規模の縮小は現実のものとなっています。

また、国勢調査を基にした将来設計では、町内各小学校区の0歳～14歳の人口は、2050年にかけて大幅に減少する見込みとされています。さらには第7期総合計画後期基本計画では、人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ公共施設の集約を進める利便性の高いコンパクトなまちづくりが掲げられています。

学校施設の長寿命化も進められていますが、学校配置の将来像については計画の中に想定として記載されているものの、保護者や住民に十分な情報が示されているとは言えません。学校の将来が見えない状況では、住宅建設や転居の判断が難しくなり、結果として郊外への住宅立地や通学距離の長期化を招き、スクールバス路線の拡大など将来の財政負担増につながる可能性もあります。

また、中心市街地の小学校については長寿命化の時期が近付いている中で、将来的には学校配置の見直しが現実的な議論になってくるものと考えます。

そのような中、丸山小学校については築年数から見ても長寿命化の時期を迎えつつありますが、一方で土砂災害の想定区域との関係も指摘されています。

中標津小学校については築年数は丸山小学校よりも7年短いものの、健全度評価数値は低い状況から長寿命化の時期を迎えつつあります。

仮に将来の拠点校として長寿命化を検討するのであれば、その立地リスクをどのように評価し、どのような安全対策を講じる考えなのかは、保護者や地域住民にとって重要な判断材料となります。



そこで教育長に3点伺います。

## 質問 将来人口を踏まえた児童生徒数の見通しについて

### 答弁 おおよそ6年先までの見通しをもって検証してまいります

---

#### 【質問：平山 光生 議員】

1点目です。将来人口推計を踏まえた学校別の児童生徒数の見通しをどのように捉えているのでしょうか。

#### 【答弁：教育長】

平山議員御質問の1点目、将来人口を踏まえた児童生徒数の見通しについて、御答弁申し上げます。

学校配置については子どもの学びを最優先に拙速を避け、教育の質、安全性、財政の持続可能性を総合的に見極めて判断し、第7期総合計画の趣旨は踏まえつつも、人数のみで機械的に決めるのではなく、教育効果と安全性を最重視する方針です。

児童生徒数については、本町においても確実に減少傾向にあり、令和7年度は小学校1,016人、中学校574人、義務教育学校102人が在籍していますが、6年後の令和13年度には小学校786人、中学校442人、義務教育学校82人まで減少していくことが予想されます。

また、市街地校の新入学児童数は、令和7年度は146人でしたが、令和13年度には122人まで減少を見込んでおります。

今後も国勢調査や住民基本台帳、出生数や転入出の動向を基礎として、校区ごとに随時状況を見ながら、おおよそ6年先までの見通しをもって検証してまいります。

また、単に人数だけではなく、保護者の就学希望や転校ニーズ、教育の在り方の変化が与える影響も考慮のうえ、教育の質を維持、向上できるかという観点で捉え検討を進めてまいります。

## 質問 今後の学校配置の基本的な考え方について

### 答弁 当面は3校維持を基本方針とします

---

#### 【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。2点目の質問に移ります。

施設整備の経過や市街地小学校の将来的な再編の可能性も踏まえて、今後の学校配置についてどのような基本的な考え方を持っているのでしょうか伺います。

**【答弁：教育長】**

平山議員御質問の2点目、今後の学校配置の基本的な考え方について御答弁申し上げます。

文部科学省の手引きが示す標準規模である概ね12～18学級を参照しつつも、地域の実情と法令・通知で認められる特別な事情を踏まえ、教育効果や安全性、通学環境などから総合的に判断します。

市街地の小学校については、将来的には統合もありうるものですが、複数校あることで保護者の多様なニーズに応えられる利点もあることから、当面は3校維持を基本方針とします。

単学級や少人数の利点にも目配りしつつ、必要に応じた学校間連携や体制整備を図り、学びの質を確保してまいります。

施設と安全性の観点では、中標津小学校、丸山小学校の改修や修繕を計画的に進めることとし、丸山小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている点につきましては、指定状況の把握にとどめることなく、最新のハザード情報の確認、避難計画と訓練の充実、通学路の点検と軽微改善など、実行性の高い対策から着実に取り組みます。

中標津小学校につきましては、修繕の必要度と優先度を明確化し、構造や外装、設備の計画的な更新を進めます。

中標津東小学校についても、耐用年数や健全度に基づく改修や修繕を段階的に進め、全体最適の視点で再編の可能性を検討してまいります。

**【質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

中標津小学校、丸山小学校ともにですね、予防改修、修繕を行っていくということで、多額な二重投資となる懸念はなくなると思われることになるとは思いますが、仮にこれが予防改修の意味であったとしても、学校施設LED化として、今年度から始まるわけですが、中標津小学校と丸山小学校の照明にも多額の予算をかけて新更新計画がされることだと思います。教育環境としてですね、照明更新の必要性は理解しておりますが、学校配置の将来像が定まらない段階で両校に投資するということは、町全体の計画にも、そして子どもたちに関係する施策にも影響が出てくるものと考えます。

学校教育に影響がない範囲で必要最低限となるよう、教育委員会としても更新範囲だったり、段階的な実施などの検証・検討とはされているのでしょうか伺います。

**【答弁：教育長】**

はい。ただいまの平山議員の質問にお答えいたします。

今後学校を維持していく上では、LED化や冷房化は最優先事項として考えております。

もし、これを控えて、何年か後に学校の統廃合を行ったとしても、さらにまた10年後には、さらなる統廃合が必要にならないとは言い切れるものではありません。

ですから現時点で、子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、最低の施設設備への資金の投入は続けていきたいというふうに考えております。以上です。

**質問 学校配置の将来像の公表時期と方法について**

**答弁 一つの学校で単式維持が難しくなった時点で保護者や住民が将来設計できるように分かりやすく周知していきます**

**【質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。3点目の質問に移ります。

保護者や住民が将来設計できるよう、少なくとも5年から10年程度の見通しは示す必要があると考えますが、学校配置の将来像をいつどのように公表する考えか伺います。

**【答弁：教育長】**

平山議員御質問の3点目、学校配置の将来像の公表時期と方法について御答弁申し上げます。

学校の統廃合については、児童生徒の教育効果を考慮し、1学年1学級の維持が難しくなってくることを基準とし、児童生徒数の推移を見通した上で具体的な検討を始めると考えており、少なくともここ数年内には行わない予定です。

将来的に統合が必要となる場合には、保護者や住民が将来設計できるよう、学校配置の選択肢が見込まれる段階から素案を示し、理事者・議会への説明の上、町ホームページ、広報紙、説明会等において分かりやすく周知していきます。

以上、町としては保護者の皆さまが中長期の見通しを持って将来設計できるよう、透明性のある検討プロセス、安全性の確保に取り組み、子どもたちにとって最善の教育環境の維持・向上を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【再質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

公表の時期は1学年1学級の維持が難しくなった場合であり、統廃合は少なくともここ数年来は行わないとのことで、確かに人の動きは読めないところがあるとは思いますが。

しかし、もう少し分かりやすい判断基準を明確にするために伺います。

小学校は現在市街に3校ありますので、必ず学級編成にばらつきが出てきます。1学年1学級の維持が難しくなった場合というのは、いずれかの1校のうち、全学年で1桁の人数になった段階を示すのか。あるいは1学級でも複式学級になり得る1桁の人数となった場合を示すのか伺います。

**【答弁：教育長】**

ただいまの平山議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の見解といたしましては、どれか1つの学校が単式維持が難しくなった時点というふうに考えております。参考までに隣接2学年が17名以上いる場合は、単学級が維持出来ます。これを切るような状況になる可能性が、最短で丸山小学校が15年から20年後にその状況に入ることが予想されますが、人口の推移というものは計算通りまいません。

北海道、日本全体で将来の人口推移を見通して統廃合を進めたものの、それから数年後にはまた統廃合しなければいけないという事例がたくさん見られておりますので、本町としては、その二の轍を踏まないよう、さらには子どもたちや保護者の皆さまに余計な混乱を起こさせないように配慮して学校配置を工夫してまいります。

## 質問 全国大会出場団体への練習環境支援を

**【質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。全国大会出場団体への練習環境支援をということで質問させていただきます。

近年、本町の合唱活動は小学校・中学校・高校の各年代において全国大会へ出場し、金賞を含む優秀な成績を収めるなど、全国的にも高い評価を受けています。地域の学校が合同でチームを編成し、全国大会で活躍する姿は、本町の教育活動の成果を象徴するものがあります。

また、全国大会出場報告の際には、合唱の町と言っても過言ではないとの激励の言葉も

ありました。さらに本町の合唱は小学校から大人まで連携が取れた状態にあり、世代を超えてさまざまな地域とのコラボによる合唱祭が開催されるなど、交流人口の活性化にも寄与しています。こうした取り組みは教育の枠を超えた本町の大きな強みであると考えます。それだけ本町の合唱活動は誇れる実績を積み重ねてきたと言えるのではないのでしょうか。

全国大会出場に向けた活動においては、日頃の練習に加え、本番会場に近い音響環境での最終調整が不可欠であり、文化会館大ホールでの練習が必要となります。

多くの団体では、普段は学校や研修室などで練習を積み、発表直前のみ大ホールを使用していますが、それでも数万円～10万円単位の会場利用料が発生し、保護者にとって大きな負担となっているのが実情です。

文化会館においては、全国大会前の練習について1回は無料とする配慮が行われていると聞いておりますが、仕上げのためには複数回のホール練習が必要となる場合も多く、依然として費用負担が残っています。現地での移動費等も含めると保護者の持ち出しは大会毎に30万円ほどにも及ぶそうです。

本町では、スポーツ文化遠征費補助金により、全国大会等への交通費や宿泊費を補助していますが、この制度は遠征費を対象としたものであり、大会に向けた練習環境の整備に係る費用は対象となっていません。令和6年度には補助率の引き上げが行われ、制度上は約200万円規模の増額影響があったものの、決算総額は前年とほぼ同水準に収まっています。

また、令和7年度予算では遠征費補助として900万円とし、実態に近い水準で予算計上が行われています。仮に全国大会出場団体に対する施設利用補助を新設した場合でも、対象は年6団体から10団体程度と見込まれ、補助内容にもよりますが年間の増額は50万円から100万円程度に収まると想定されます。これは現在の遠征費補助制度の規模から見ても、財政的に影響は限定的であり、費用対効果の高い施策と考えます。

また、この支援は合唱に限らず、吹奏楽や演劇などの文化系活動、さらには全国大会に向けて特別な施設の練習が必要となるスポーツ団体にも適用することで、公平性の確保も可能であります。

そこで、次の2点について伺います。

## 質問 本町の文化芸術活動の評価について

答弁 近年すばらしい活躍が続き大変誇らしく思っています

---

### 【質問：平山 光生 議員】

1点目、本町の文化芸術活動の評価について伺います。本町の合唱をはじめとした文化芸術活動が全国大会で活躍している現状について、教育委員会としてどのように評価しているのでしょうか。

### 【答弁：教育長】

平山議員御質問の全国大会出場団体への練習環境支援について御答弁申し上げます。

1点目の本町の文化芸術活動の評価についてですが、御質問にありましたとおり、本町の合唱につきましても、近年、すばらしい活躍が続いており、大変誇らしく思っているところでございます。

ひとえに、児童生徒の日頃の努力はもとより、これまでの合唱指導と地域の音楽振興に寄与した功績により、昨年11月に釧新郷土芸術賞受賞された近藤先生、岩田先生をはじめとした指導者の御尽力、さらには保護者や関係者の皆さまのお力添えがあつてのことと、高く評価しているところであります。

本年度、私もNHKホールに駆けつけ応援してまいりました。NHK全国学校音楽コンクール全国コンクールに出場した中学生の合唱団が、今月には本年度3回目の全国大会に出場することが決定したとお聞きしており、小学生の合唱団も全道では他の合唱団から打倒中標津と言われるほど一目置かれる存在になっているとのことであり、この先も全道、全国での舞台で益々活躍されることを期待しています。

## 質問 全国大会出場団体へ施設利用補助制度の創設について

答弁 さらなる支援制度創設による予算の増額は現状では厳しい

---

### 【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。2点目の質問に移ります。1点全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設について質問いたします。

1点目の質問において教育長も、文化芸術活動を誇らしく思っているとありました。

しかし、前段でも申したとおり、全国大会出場に向けた練習においては数万円～10万円単位の会場利用料が発生しているところであります。全国大会出場団体に対し練習環境

支援として、施設利用料を一定回数減免する施設利用補助制度を創設する考えはないか伺います。

**【答弁：教育長】**

平山議員御質問の2点目、全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設について御答弁申し上げます。

全道大会、全国大会に出場するには、遠征費用など各御家庭の負担も大きいものと承知しており、御質問にありましたとおり、教育委員会では遠征費の一部補助を行っておりますが、近年、様々な競技やコンクールなどの全道大会、全国大会に出場する児童生徒が増加しております。

加えて補助基準額の見直しにより、当初予算に不足が生じる事態が続いていたことから、本年度から当初予算を増額したものの、12月定例会に上程しましたとおり、不足が生じる見込みとなったため、補正予算を計上させていただいたところであります。

このような中で、御質問にありました全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設については、既に一定回数免除、減免する規定もある中、さらなる支援制度の創設による予算の増額は現状では厳しいものと考え、全国大会という特別な大会に出場できる機会であることから、御要望にお応えしたいところではありますが、多種多様なケースに合わせた制度設計、ルールづくりのため十分な調査研究を行う必要があるなど課題も多いものと存じます。

いずれにしましても、事前の練習環境として施設利用料が高額になるものはある程度限定的であり、多大な負担が伴うものとは理解いたしますが、スポーツ、文化活動において特定の団体にのみ支援することは公平性を欠くものと考えますことから、現時点では現行の遠征費補助制度により、全道大会、全国大会に出場する児童生徒が公平に支援を受けられる体制を維持することを基本に、社会情勢等を考慮し、必要があれば適宜見直すなどして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【再質問：平山 光生 議員】**

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、出場団体の増加や予算不足、さらには公平性の課題があることは理解いたしました。しかし、私が申し上げたいのは、全国大会という特別な舞台に向けた最終調整の練習環境をどう支えるかという点であります。

遠征費の拡充や包括的な支援制度の創設は、確かに財政的な広がりを生みます。しかし、

例えば町内施設に限定し、団体を対象、年間総額に上限を設けた上で、一定回数のみ減免する仕組みであれば、予算規模は限定的に抑えることが可能ではないでしょうか。

出場回数に影響が出ないよう、練習環境支援についてのみ上限を設けることで、調整の機会は守りつつ、財政の安定も確保できると考えます。

特定団体を優遇する制度ではなく、全国大会に出場する団体を全てを対象に明確な基準と上限を定めた制度として整理することは出来ないか、改めて教育長の見解を伺います。

**【答弁：教育長】**

平山議員の再質問にお答えいたします。

気持ちとしては応えてあげたいところではありますが、文化スポーツ振興財団といたしましても、今のような制度をつくることにより、大きな減収が予想もされますので、簡単なことではないというふうに思っております。

今後、少しでも全国大会に出場する団体が、ちょっと資金的に節減できるような方策を考えてまいりますので、しばらく御猶予いただければというふうに考えております。

以上です。

## 令和8年3月定例会一般質問

通告5

### 質問 子どもの発達支援に関する「福祉のしおり」の整備を 答弁 「福祉のしおり」を作成してまいります

2番 阿部 沙希 議員

#### 【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。1点目の質問。子供の発達支援に関する福祉のしおりの整備について質問いたします。

当町では、3歳児健診までが実施され、早期の段階から保健師による介入や療育支援につなげる体制が整っています。

児童デイサービスセンターには専門職が常勤し、根室管内では専門職がいる町として、釧路より先の最後の砦と、小児発達を診る専門医からも評価されるなど、中標津町の児童発達支援は非常に機能しています。この体制を長年支えてこられたのが、心理士・作業療法士・言語聴覚士という3名の専門職の存在です。この3名のいずれが欠けても、町の療育支援は維持できないと言っても過言ではありません。それほど重要で価値ある人材であるからこそ、専門職手当の充実や研修支援など、行政としてより積極的な支援が必要ではないでしょうか。

当町では、早期発見・早期介入により二次障がいを防げているケースも少なくありません。一方で、近年は3歳児健診等において、気になる経過観察が必要とされる、いわゆるグレーゾーンから明確な支援ニーズを持つお子さんが、以前よりも早期に把握されるようになってきました。これは子どもや家庭にとって早期支援につながる重要な機会である一方、保護者にとっては強い不安や戸惑いを伴う場面でもあります。

保護者支援において問題なのは支援がないことよりも、どんな支援があり、どう選べばよいのか分からないこと、そのものが保護者を孤立させている現実です。

特に療育や福祉サービス、医療、教育との関係、療育手帳や受給者証といった制度、医療費助成や各種経済的支援、これらは制度として存在していても情報が断片的で専門用語が多く、保護者の心理状態に十分配慮された形で届いているとは言い難い状況です。

また、療育手帳の取得など、保護者にとっては心理的負担が大きく、不安や不信感を招きやすい制度も含まれています。



現状では必要だから説明する、対象だから案内するといった、一方向的な情報提供になりがちで、保護者が今どこまで知りたいか、今は選ばないという選択を尊重する仕組みが十分とは言えません。

障がい受容は誰かに促されて進むものではなく、保護者自身が情報との距離感を選びながら、主体的に進めていくものだと考えます。

そのための1つの手段として、必要な人が必要な時に、必要な情報だけを選べる仕組みとして、福祉のしおりの整備が有効だと考えます。

近隣自治体では釧路市・別海町・美幌町において、すでに福祉のしおり、手帳のしおりなどが整備され、支援を選択できる環境づくりが進められています。

以上を踏まえ質問いたします。

子どもの発育支援に関して、どのような支援や制度があるのか分からなかった、知らなかったという町民からの相談が複数寄せられています。

3歳児健診等で支援ニーズが示唆された保護者や、子どもの発育に悩み情報を求めている保護者に対し、各種福祉サービスなど、今すぐ利用しなくてもよい制度も含めて、横断的に把握できる情報提供を福祉のしおり等の形で整理・提供していくことについて、町として今後検討していく考えがあるのかを伺います。

### 【答弁：町民生活部長】

阿部議員御質問の子どもの発達支援に関する福祉のしおりの整備をについて御答弁申し上げます。

子どもの発達支援については、1か月児、3～4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査に加え、乳児相談、1歳児相談、2歳児相談等の機会を通じて、子どもの身体発育や精神発達の状況を確認し、必要に応じて適切な支援を行っております。

特に3歳児健康診査においては、運動機能や視覚・聴覚の障がい、発達の遅れ等を早期に発見することにより、養育者が子どもの成長・発達に応じた関わりができるよう支援するとともに、必要に応じて専門職等とのカンファレンスを行っております。これに加え、子ども相談事業や地域療育支援事業において、小児科医師や専門職の知見を活かした相談や指導・助言により養育者の不安軽減を図るとともに、ご家庭における療育の方法について知ることができるよう支援し、児童デイサービスセンターや医療機関などの療育へつなげております。

各段階での健康診査は、子どもと家庭の早期支援につながる重要な機会である一方、保護者の皆さまにとっては不安や戸惑いを抱えやすい場面でもあり、必要な時に必要な情報

へ確実にアクセスできる環境整備は重要であると認識しております。

本町におきましては、子どもの発達支援に関する相談先や医療費助成や各種手当等について、子育てガイドブックに掲載し周知に努めております。

また、障がいのある人向けのガイドブックとして、福祉サービスや福祉機器、医療・年金・手当などの障がい福祉に関する情報をまとめた福祉のしるべを障がい種別ごとに作成し、障害者手帳交付の際に説明のうえ配付しております。

一方で、保護者が必要な情報を探すことや専門用語の平易化、参考となる制度の周知については、横断的な整理とさらなる充実が必要であると受け止めております。

来年度には、障がい者計画期間の中間年を迎えるとともに、障がい福祉計画・障がい児福祉計画期間の最終年であり、両計画の策定に向け障がい福祉団体や当事者の皆さまへのアンケート実施等を計画していることから、頂いた御意見を参考に、当事者、ご家族の方々が支援の全体像を把握しやすいよう、福祉のしおりを作成してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 質問 小学校のスケート学習の位置づけは

## 答弁 地域の特性と誇りを生かす意義ある教育活動として継続してまいります

### 【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。次の質問に移ります。小学校のスケート学習の位置づけはについて質問をいたします。

道東地域では地域特性を踏まえ、小学校教育の中でスケート学習が長年実施されてきました。降雪量の多い地域ではスキー学習が行われるなど、冬季における子どもたちの運動機会は、これまで一定程度確保されてきたものと認識しております。

しかし、気候変動や社会情勢や家庭環境、子どもたちを取り巻く状況が大きく変化する中で、現在のスケート学習の位置づけについて、保護者等から多くの疑問や相談が寄せられています。

現在、中標津小学校および及び丸山小学校は運動公園のスケート場を利用している一方、東小学校では校庭にリンクを造成して実施しています。その結果、学校によっては片道約2キロ、往復で約4キロを徒歩で移動する必要があり、スケート学習を受ける環境に大きな差が生じています。

寄せられている主な声として、第1にスケート靴のレンタル料金が毎年高額であること。

第2に年間数回の授業回数であれば、そもそもスケート学習自体が必要なのかという疑問。第3に往復4キロの徒歩移動による疲労や安全面・健康面への不安です。

特にレンタル料金については、推奨されている店舗では今季1足7,000円を超えており、兄弟姉妹がいる家庭では大きな経済的負担となっています。物価高騰が続く中、家計への影響は決して小さくありません。

また、わずかな回数の授業のためにレンタルや購入をするのであれば、学習内容自体を見直すべきではないか、校庭での雪遊びや雪中運動で十分ではないかといった意見もあります。

体力づくりや集団で運動する経験の重要性は理解しておりますが、それでもなお、現在の形でスケート学習を継続する教育的意義について改めて整理する必要があると考えます。

なお、競技としてのスケートについては、専用リンクや少年団活動など、希望する児童が取り組める環境も存在しています。小学校学習指導要領では雪や氷、スキー、スケートなどについて、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意するとされており、実施が義務付けられているものではありません。北海道内でもスケート学習を実施していない地域や他の冬季スポーツへ転換している自治体もあります。

そこで、まず中標津町の学校教育として、なぜスケート学習を継続しているのか、また、今後も継続していく考えなのか、その理由について教育長の見解をお伺いします。

#### 【答弁：教育長】

阿部議員御質問の小学校のスケート学習の位置づけはについて御答弁申し上げます。

スケート学習につきましては、議員御指摘のとおり、学習指導要領において実施を一律に義務付けられているものではなく、地域の実態に応じて選択、実施することが想定されております。

そのうえで本町では、道東地域ならではの特性を生かした学びとして、氷雪環境に親しみながらバランス能力や基礎体力の向上が図られ、さらには繰り返しの練習を通じて挑戦する意欲や粘り強さ、自己達成感といった心の成長も期待され、また、地域の冬季スポーツ文化に触れることが郷土への理解と愛着を育む契機ともなり、教育的意義が大きいものと考え取り組んでまいりました。

一方で、保護者の皆さまからは、用具等の準備が負担になっているといった御意見があることも承知しており、こうした懸念は理解できるものでありますが、費用負担の軽減に対し現時点で教育委員会として費用助成等を行うことは考えておりません。

また、町営リンクまでの徒歩移動に対し安全面や健康面を御心配される御意見もございますが、学校において安全な歩行ルートを選定や引率体制の充実といった安全対策を図った上で実施しており、単なる移動にとどまらず、体力の向上や安全に配慮して歩くなど集団行動のマナー等を学ぶ機会としても意義があるものと考えております。

なお、移動に係る送迎バスの運行につきましては予算上の制約もあり、恒常的かつ複数回の運行に広く対応することは困難な状況でありますので、各校の実情や児童の発達段階等に応じ、必要性が高い場合には限定的な活用について検討してまいりたいと考えております。

スケート学習においては、子どもたちが冬季スポーツの楽しさを感じながら意欲的に取り組む姿も見られることから、地域の特性と誇りを生かす意義ある教育活動として継続してまいりたいと考えております。

今後も学校現場や保護者の意見を踏まえながら、安全確保への配慮など柔軟な運用に努め、子どもたちが安心して学べる環境づくりに努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和8年3月定例会一般質問

通告6

## 質問 専門職の処遇改善と人材定着の方向性について

3番 栗栖陽介 議員

### 【質問：栗栖陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。専門職の処遇改善と人材定着の方向性について計2点質問いたします。

本町における行政サービスの質を最終的に左右するものは制度や施設そのものではなく、それを運用し支えている人材の力にあります。とりわけ、福祉、医療、保健、教育、技術、

ICTなどの分野においては、高度な専門資格と実務経験を併せ持つ職員の存在が、町民生活の安全性、継続性、そしてサービス水準を直接的に規定しております。

地方公務員法第24条は、職員の給与について、生計費並びに国が及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定し、あわせて職務の内容と責任に応じたものであることを求めています。この規定は単なる均衡原則にとどまらず、各自治体が実情に応じて職務の専門性や責任の程度を適切に評価することを求めている趣旨であると理解しております。

本町の給与制度は国家公務員給与表および人事院勧告を基準として運用されておりますが、保健師、建築士、土木施工管理技士、管理栄養士、保育士、心理士などの専門職については、その資格に基づき高度な専門判断と責任を担っており、その専門性は住民サービスの質に直結するものであります。

近年は専門職人材の確保が全国的に課題となっており、民間や他自治体への人材流出、いわゆる引き抜きにも生じている状況にあります。専門職員を失うことは、単に1人の退職にとどまらず、これまで培われてきた専門知識、地域理解、住民との信頼関係の喪失にもつながり、行政運営上の大きな損失となります。

今後の安定した行政運営のためには、専門職が安心して長く勤務できる環境を整えることが極めて重要な施策課題であると考えます。

こうした観点から、本町における専門職の処遇と人材定着の方向性について、以下2点を伺います。



## **質問 専門職員の職務評価と処遇改善を**

### **答弁 現行制度内において適切な処遇に努めています**

---

#### **【質問：栗栖 陽介 議員】**

1点目、専門職員の職務評価と処遇改善をについて質問いたします。

数年前から、職員の学びの機会を減らさないモチベーションUPにつながる取り組みとして、業務で使える資格・更新や現在の業務では使えなくても、今後、新たに資格の取得費用を公費で出している点には一定の評価をいたします。

しかし、専門職としての力量を維持・向上するためには、資格取得後の研修、情報更新、実践への還元は欠かせません。

現状では熱意ある職員が自己負担で研修や講習に参加していると聞いております。現場のスキルアップが職員一人ひとりの高い意識や努力に依存している面がある一方で、制度的支援とのバランスに課題があると考えます。

専門職の研修は、専門研修・倫理規定・ガイドライン更新・資格更新要件など、専門資格の維持と実践能力の更新を義務づける性格を有しており、単なる自己研鑽ではなく、職務遂行に不可欠な要件であります。すなわち、専門職の研修は個人の努力ではなく、町の行政機能を維持し町民サービスの質を保障するための一部であるという認識が必要であります。

これらを前提に質問いたします。専門資格を有する職員について、その専門性や市場における希少性、人材流動性の状況を町としてどのように認識していますでしょうか。

また、現在の給与体系の中で専門職の職務内容や責任の重さが適切に評価されていると考えているのか、町の基本的な見解をお示してください。

#### **【答弁：総務部長】**

栗栖議員御質問の専門職の処遇改善と人材定着の方向性についての1点目、専門職員の職務評価と処遇改善をにつきまして御答弁申し上げます。

本町では一般行政職における専門職員といたしまして、土木・建築等の技術職や保健師、保育士等の専門職を配置しておりますが、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化・複雑化が進む現状において、幅広い情報を積極的に取得し、研修等を通じて知識を高めながら学び続けることは、専門職員に限らず全職種に共通する地方公務員の責務であると認識しております。

そのうえで専門職員のスキルアップに向けた研修等への参加につきましては、有資格者がその専門性を維持し、行政の質を保つ上で不可欠であることから、予算の関係もごさいますが、業務上必要と認められる研修等は原則公費負担とし、各部署で旅費や受講料を予算化しております。

専門資格を有する職員の希少性等に対する認識についてですが、専門職員は町民生活の安全と質の高い行政サービスの提供に重要な人材と考えますが、昨今の売り手市場背景とする流動性の高まりから、民間企業や他自治体との競合が過熱し、専門職員のみならず一般職の確保も難しい状況であり、強い危機感を持っているところであります。

また、現在の給与体系における専門職員の評価についてでございますが、本町の給与体系につきましては、一般事務職、専門職員を含め、地方公務員法第24条第2項の規定により、国や他の地方公共団体ならびに民間企業との均衡を考慮して定めることとなっておりますことから、人事院勧告に基づきその均衡を図ったうえで定めた給料表を適用しております。

行政職においては職員の給与に関する条例に基づき、一般事務職及び専門職員について同一の給料表を適用しておりますが、それぞれの職責に応じた級・号俸の設定による給与体系となっているものでございまして、現行制度内において適切な処遇に努めているところであります。以上です。

## 質問 資格手当の創設等を含む人材定着政策と予算への反映を

## 答弁 職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んでまいります

### 【質問：栗栖 陽介 議員】

3番、栗栖陽介です。2点目の質問として資格手当の創設等を含む人材定着政策と予算への反映をについて質問いたします。

専門資格は単なる形式的な資格ではなく、専門的知識、倫理責任、継続的研鑽を伴う高度専門職としての証であり、その専門性は住民サービスの質を支える基盤であります。

現場からは、専門資格そのものに対する評価、すなわち資格手当の創設や見直しを求め声もあると聞いております。資格手当の創設や見直しを行う場合には、条例改正を含む制度整備が必要になるものと考えられますが、人材定着の観点から、その検討を行う必要があると考えます。

専門職の確保対策は特別交付税措置の対象となり得る可能性や医療・福祉人材確保関連

の基金、子ども・子育て支援交付金、デジタル人材育成関連補助制度など、一定の財源活用の余地も考えられます。

人材定着資金は経費ではなく、現在・未来への行政経営における投資であります。こうした制度活用の可能性も含め、専門職の処遇改善を必要と存じますが町長の見解を伺います。

**【答弁：総務部長】**

栗栖議員御質問の2点目、資格手当の創設等を含む人材定着政策と予算への反映をにつきまして御答弁申し上げます。

資格手当の創設や見直しについてでございますが、地方公務員の手当は地方自治法に規定する種別を超えて支給することは認められていないことに加え、1点目で御答弁申し上げましたとおり、給料を含め地方公務員法に基づき国等との均衡および職責等に応じて総合的に勘案のうえ決定されるべきものであります。

また、特定の資格を有していることに対して手当を支給した場合、全体的な給与体系のバランスや資格を持たないまでも、それぞれの分野で専門的な知識やスキルを身に付け職責を果たす一般事務職との公平性を考慮いたしますと、制度設計全体に関わる大きな課題であると認識しております。

議員御提言の特別交付税措置や各種交付金などの財政措置の活用についてであります。自治体が正式採用する専門職員についての標準的な人件費は、一般的には普通交付税にて措置されており、特別交付税につきましては外部からの専門人材の登用や特定の政策課題に係る人材等への措置であること、また、各種基金や補助金につきましても、その適用範囲は一時的かつ限定的でありまして、正規の職員に対する恒久的な財源としてはなじまないものと考えております。

議員御指摘の人材定着資金は経費ではなく投資であるとの御意見は重要な視点であると認識いたしますが、その投資のあり方につきましては、直接的な手当等の支給にとどまらず、1点目の御質問で御答弁申し上げました研修機会の充実に加え、職員の育成体制や業務のDXなど、職場環境の整備を多面的に進めることが大切であると考えております。

こうした取り組みを通じ、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。